

朝鮮朝における邑城の都市史的研究

-「中華都市・建築文明圏」の史的解明をめざして-

主査 村松伸*1

委員 韓三建*2, 金憲奎*3

本研究は、中国、朝鮮半島、モンゴル、ベトナム、日本へとひろがる「中華都市・建築文明圏」の歴史的解明の一環であり、その具体相をあきらかにするために、朝鮮王朝(1392~1910)の都市(邑城)について焦点を当てた。朝鮮王朝の邑城の地理的分布、構成要素(公共建築、市場、都市住宅等)の歴史的変化を、同時代の地理志を分析することによって、大局的な状況を解明した。

キーワード: 1) 邑城, 2) 朝鮮朝, 3) 都市, 4) 中華都市・建築文明圏

A STUDY ON URBAN DEVELOPMENT OF CHOSUN DAINASTY IN KOREA

- In Search for the Historical Understanding of "Chinese Urban/ Architectural Sphere" -

Ch. Shin Muramatsu

Mem. Sameon Han and, Hungyu Kim

This study is a part of larger historical research efforts concerning "Chinese Urban/Architectural Sphere" that covers China, the Korean Peninsula, Mongolia, Vietnam as well as Japan. To illustrate the various aspects of this sphere, We have chosen to focus on Korean urban development during the Chosun period (1392-1910). A large picture of the historical development of Korean cities during this period, including geographical distribution and their constituent elements such as public architecture, markets, urban dwellings, has emerged through our analysis of the contemporary official local records.

1. はじめに

1.1 研究の目的—都市・建築の多元的変容モデル

近年、本研究の主査村松は、「都市・建築文明圏」の多元的変容仮説とそのひとつである「中華都市・建築文明圏」について発言をおこなっている^{注1)}。仮説提唱の意図は次のようなものであった。都市や建築の今後を考える際に西洋近代モデルを直接導入、または学習、さらにはそれを規準として、自国の建築や都市を批判することが、19世紀半ば以降連続と行われてきた。その手法自体は、「われわれ」のやり方であるとしても、導入—批判—再導入をくり返す理由の一端は、西洋を規準とした都市・建築の単線的発展モデルがわたしたちの頭にあまりにも強固に根付いているからであろう。

その拘束から逃れるためには、マクロの視座とミクロの探求というふたつが必要とされる。マクロの視座は、西洋と日本という二項対立型の理解ではなく、地球全体を視野に入れることである。これまでの主査村松の世界規模での短期的、中期的調査、研究にもとづき、人類の1万年の都市の変容をまとめた仮説が図1-1である。また、図1-2は、17世紀の地球を複数の都市・建築文明圏が並存していたことを示すモデルである。

しかし、あくまでもこれは仮説であって、同時にこの仮説を検証するための地道な調査、研究が必要とされる。主査村松はこれまで、上海、ハノイ、バンコク、メダン(インドネシア)、ウ

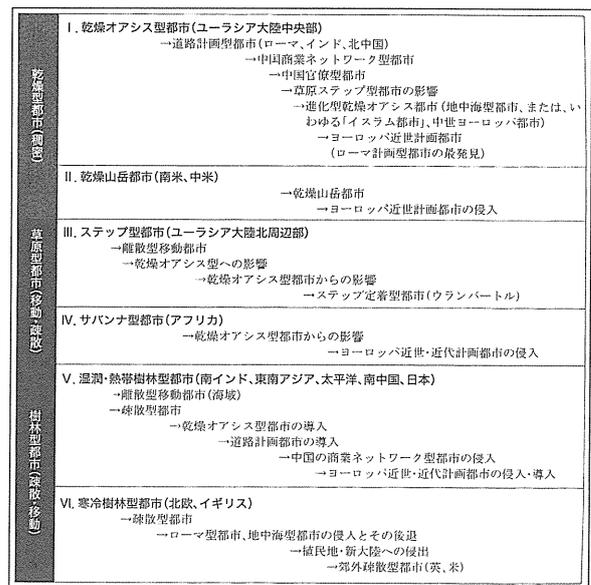


図1-1 都市起源の三態、六類型

*1 東京大学 助教授

*2 蔚山大学 副教授

*3 東京大学大学院 博士課程

ランバートル、サマルカンド(ウズベキスタン)、テヘランなどで、ミクロな都市史研究を実施し、ミクロの探求をマクロの視座へと架橋する努力をしてきた^{注2)}。本研究は、その架橋のための一連の研究のひとつである。

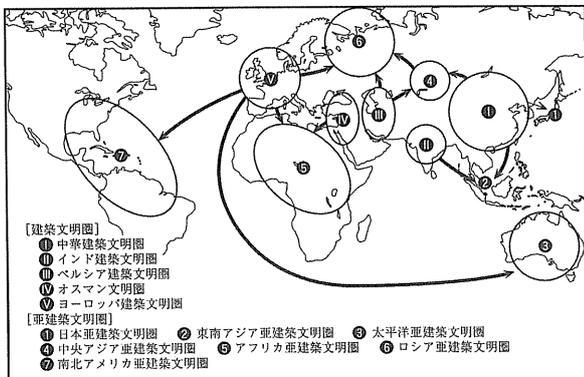


図 1-2 1700 年の「近世」の建築世界

1.2 「中華都市・建築文明圏」とその都市モデル

朝鮮半島の都市と建築は主査村松の仮説では、巨視的に見て「中華都市・建築文明圏」に属することとなっている。中華との地理的な近接さと、その故に中華の諸王朝からの多大な文明的影響を受けたからであった。

「中華都市・建築文明圏」の範囲は、時代によって異なるけれど、概ね現在の中華人民共和国、朝鮮半島、ベトナム北部・中部、台湾、日本が含まれる。その範囲の 19 世紀半ばまでの都市の規範は、図 1-1 にも示したように、

- 1) 道路計画都市(皇都, 王都)
- 2) 商業ネットワーク型都市(地方都市)
- 3) 官僚型都市(地方都市)

の複合形態であるというのが、村松の提唱しているモデルである。また、その仮説モデルは、図 1-3 のようにも表すことができるであろう。

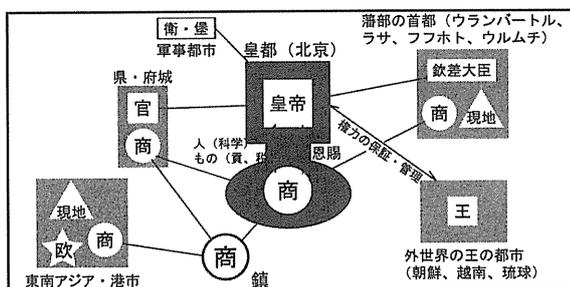


図 1-3 「中華都市・建築文明圏」の都市モデル

1.3 研究の概要と手法

本研究は、韓国国内におけるいくつかの都市のフィールドワークと文献資料の読解、分析をその主たる研究手法として構想された。それは中国などの都市史研究が同様の手法で大きな成果をあげているからであった。しかし、既存の研究、報告等から知られた邑城のいくつかー利川、広州、水原、江華、広州、驪州、安城、洪川、全州、樂安を予備調査した結

果、朝鮮朝時代の古い都市住宅、商業施設などは皆無であることが判明した。韓国の古い都市住宅としてつとに知られるソウルの韓式住宅も実は 19 世紀末以前に遡らないことがわかった^{注3)}。

朝鮮朝時代の建造物がほとんど発見されない理由は、いわゆる朝鮮戦争で破壊されたことと、日本の植民地政策によって、邑城が大きく「改正」されてしまったことによる。この事実の発見自体が、わたしたちは今回の調査研究のひとつの大きな成果だと考えるのであるが、同時に本研究の手法を若干変更せざるをえない状況となった。

わたしたちが採用したのは、以下の三つの方法であった。

1) 文献資料の読解、分析: 韓国の建築史、都市史のこれまでの研究では、漢文史料の利用が遅れていた。今回、多数残存する地理志を利用した。これは、簡単に言えば、国家の地理統計資料であって、マクロであると同時に、ひとつひとつの都市の歴史を、完全とは言えないものの、明らかにしてくれる。

2) 既往のさまざまな学問領域の成果の利用: 韓国における都市史研究は始まったばかりであって、マクロに朝鮮半島の都市を見る視点に欠ける。しかしながら、零細な事実を発見する研究論文、調査報告は、歴史学、経済史学、地理学、建築史学などで積み重ねられてきている。本研究では、それらを広範に利用することも試み、そのことからマクロな視座を構築した。

3) ビジュアル史料の利用: 朝鮮朝の都市建築の大多数が消失してしまった現在、利用できるのは、古写真、地籍図、土地・住宅の売買契約書などである。この発掘は韓国でも始まったばかりであって、思うようには利用できなかったが、今後の研究の方向の可能性として、ここにあげておく。

2. 朝鮮朝における「邑城」の意味

2.1 朝鮮の都市の起源とその変容(朝鮮朝以前)

1) 朝鮮における都市の起源と王都の系譜

朝鮮王朝の邑城を分析するにあたって、その歴史的位置付けのために、既存の研究^{注4)}を用いて朝鮮における都市の起源と王都の系譜を簡単に述べておく。

文献から確認できる朝鮮半島における都市の起源は朝鮮民族の開国神話『檀君神話^{注5)}』に「桓雄が 3 千の群れを連れて太白山の神壇樹の下に降りて来て「新市」を造った。」とあり、この「新市」が都市を意味することではないかと推測される。そして、B.C. 2333 年に檀君王儉が「古朝鮮」を建国する際に「阿斯達」に都邑を決めた^{注6)}のが朝鮮半島における王都の起源であるとされる。

その後、朝鮮半島は 3 国に分かれ、それぞれ異なった都市の現象が起こった。しかし、高句麗、百濟、新羅とも基本的には中国から導入した方法を採用し、王宮を都城の北側に置き、東側に宗廟などの宗教的な空間を設置し、坊里制を実施した。同時に山城も併用し、これが朝鮮半島の王都の特色

であった。

高麗王朝(918-1392)の王都、開京(現在の開城)にも、坊里制度が導入されたが、遷都の際に風水地理説の影響があった^{注7)}。つまり、以前の王都で見られた直交する道路による整然とした内部構造ではなく^{注8)}、周辺の地形が利用された^{注9)}。

本研究で対象としている朝鮮王朝は、1392年に高麗王朝を倒し、3年後に漢陽(現在のソウル)へと遷都した。王都を選定する際に風水地理説が採用され、同時にそれは合理的、実践的儒家的地理論による結果であるとも見られる^{注10)}。それがこの王都の地形にあわせた城郭の形状、内部の宮殿の配置などに反映されている^{注11)}。

2) 邑城の系譜

一方、邑城の起源についてははっきりしない。邑城を地方の行政区域を囲んでいる城郭と理解するならば(詳しくは後述)、高句麗王朝からその存在が確認できる。しかし、この時期の邑城は現在に韓国で一般的に云われている「邑城」とは異なり「山城」として存在していた。高句麗時代のこの邑城は防御のための軍事施設でありながら、同時に独立的な行政区域となっていた。その行政力は城郭と近接した地域のみ及び、安全のため住民は城内に集住していた^{注12)}。この点からすると、中国との関連性が高いように推測される。また、新羅時代にも地方での築城記録が残っているが、本格的に朝鮮半島で邑城が登場するのは高麗王朝のことであった^{注13)}。

高麗王朝は14世紀半ばから激しくなった倭寇の侵略に対し、まずは山城の修築で対応した。しかし、1388年以降内陸への侵略が少なくなり、沿海地域で邑城築城を行い^{注14)}、これは朝鮮王朝の初期まで継続した。

2.2 「邑」、「邑城」そして「邑内」

そもそも、「邑」という漢字は、「城」を意味する四角形の前に人がうつぶせている形から由来した文字で、その自体が城壁で囲まれた都市という意味を持っている^{注15)}。しかし、朝鮮時代の記録を見ると「邑」が必ずしも城壁を持っていない、朝鮮では城壁がなくても「邑」という文字を使っている。すると、朝鮮時代において「邑」とはなんだったのか。それを理解するためにはまず、朝鮮時代の地方郡県制度を理解する必要があるだろう。

図2-1は朝鮮時代における地方郡県の構造を示したものである。朝鮮時代の行政区域は全国で8の道に分かれていた。そして、各道の中には「府・大都護府・牧・都護府・郡県」という複数の名称の地方郡県が存在し、王によって直接任命された官吏が派遣されて統治をおこなった。これら各地方郡県を行政的な地位と関係なく通称「邑」と称し、城郭の有無にかかわらず使われていた。そして、この「邑」は複数の「面」によって構成され、その中で行政的な中心として地方官の官庁がある地域を「邑内」と称した。この「邑内」の中で軍事的に重

要なところには城壁を築き、この邑内を囲んだ城壁のことを「邑城」と称したのである。

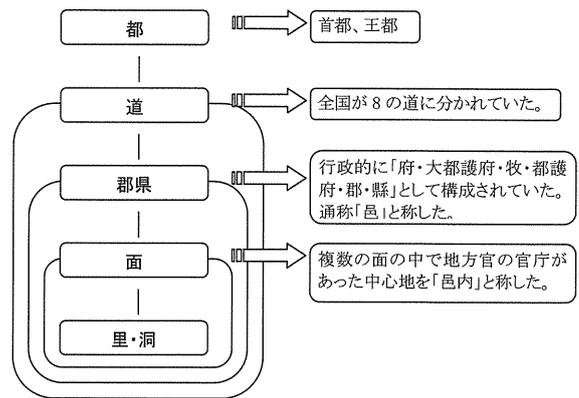


図2-1 朝鮮時代における地方郡県制の系統図

3. 城郭としての「邑城」

3.1 「邑城」の定義

朝鮮時代には「邑城」以外にも様々な種類の城郭が存在していた。朝鮮時代に活発に編纂された地理志では当時の城郭は都城、邑城、山城、鎮城、營城、長城、行城などのように分類されている。これは各々の城郭が持つ性格や機能、そして立地状況による分類であった。

まず、「都城」は王が居住している首都を囲んでいる城郭のこと^{注16)}で、地理志では朝鮮時代の首都であった漢城(現在のソウル)を囲んでいる城郭のみならず歴代王朝の都城に関しても記録している^{注17)}。

「山城」は地形を利用しているので築城にかかる努力を最大限に抑えながらも軍事的には効果的な防衛が可能という長所がある。このような理由で山の多い朝鮮半島ではよく利用されてきた^{注18)}。しかし、農業を主な経済手段とした朝鮮半島において人々が集まる居住地は通常平地に立地する場所が多かったので「山城」は基本的に有事の際にのみ使われた。そのために中の施設は武器庫と飲料水が得られる井戸くらいで、それ以外にはほとんど何もない城郭が大多数であった。このように居住地とは離れた城郭を利用した戦争の方式は、戦乱時に居住地を捨てて山城に避難し外敵と戦う態勢であったから、戦乱によって経済基盤が破壊される結果となり、非常に大きい被害を受けた。実際に倭寇の侵襲が激しかった高麗末期から朝鮮初期までの海辺地域の郡県は、居住地としての機能が全く失ってしまった。

このような問題点を解決するために築城されたのが「邑城」であった。地方郡県の行政的な中心地である「邑内」には数多い官庁と倉庫、住宅などが密集していて略奪の主な標的となったので、この「邑内」を保護するために高麗末期から「邑城」を築いた^{注19)}。

その他にも大勢の住民が居住している地域で、軍事的に重要な場所には武官を派遣した。このように中央から武官が派遣された所を「鎮」と言い、各鎮は派遣された武官の地位

によって主鎮、巨鎮、諸鎮の3つの等級に分けられた。その中でもっとも地位が高かった主鎮を「兵營：‘兵馬節度使營’の略称」と名づけて、それを囲んだ城を「營城：‘兵馬節度使營城’の略称(図3-1)」と呼んだ²⁰⁾。その他の鎮を囲んでいる城郭は「鎮城」と呼んだ。

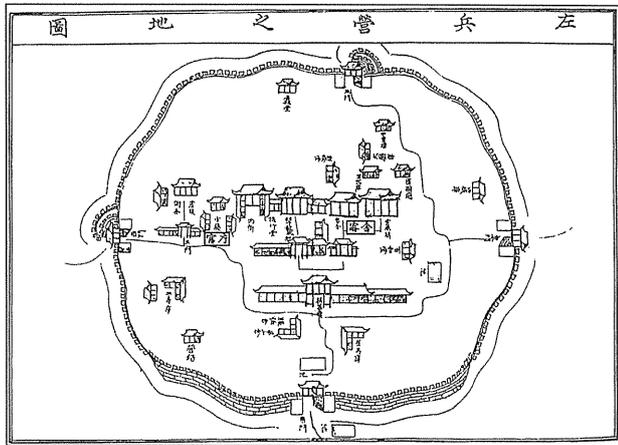


図3-1 左兵營之地図(出典：『輿地圖書』より)

また、西北地方の辺境に築城された「行城」は「行營城」の別称で外地に出征した軍隊が駐屯する地域に築いた城郭を意味するものである。しかし、この「行城」は一般の人々の居住とはそれほど関係がなかった²¹⁾。その他にも「堡」とは「権管」と呼ばれる武才軍官が派遣される軍事施設で、「邑城」の性格を持ちながら軍士は「鎮」から派遣された²²⁾。各「鎮」と「堡」はすべてが城壁を持っているわけではなく、軍事的に重要なところに限って城壁を築いた。

朝鮮朝の各城郭は以上のようにその性格が少しずつ異なっていた。しかし、これらの城郭は立地や主な機能によって3つの種類に分けることができる。都城と邑城のように王朝や各郡県の行政的な中心地に立地する城郭を「行政中心城郭」、その行政的な中心とは別に軍事的な要地に位置し武官によって管理が行われる營城・鎮城・堡・行城などは「軍事中心城郭」、最後にそれ以外に平常時には使われていないが有事時に避難し戦争を行う山城などは「避難用城郭」と分類できる。

住民の居住関係から各城郭を分類すると、図3-2のように、都城、邑城、營城、鎮城、そして堡までは通常住民が住んでいる城郭で、「居住形城郭」と名づけることができる。そして、それ以外に有事の際にのみ使われる山城などの城郭は、「非居住形城郭」として区別できる。即ち、「居住形城郭」は城

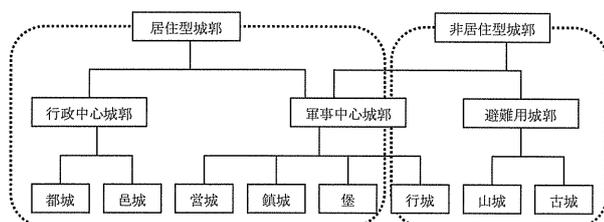


図3-2 城郭の性格別分類

郭都市として扱うことができるが²³⁾、「非居住形城郭」はその中に都市としての機能は持っていない単なる城郭であった。

よって、「邑城」は住民の生活を護るための「居住形城郭」で、軍事的な必要性により築城されたが、中央集権による直接統治のための行政的な拠点、即ち地方郡県の中心、「邑内」を囲んで築かれた城郭のことだと定義できる。

3.2 「邑城」の分布

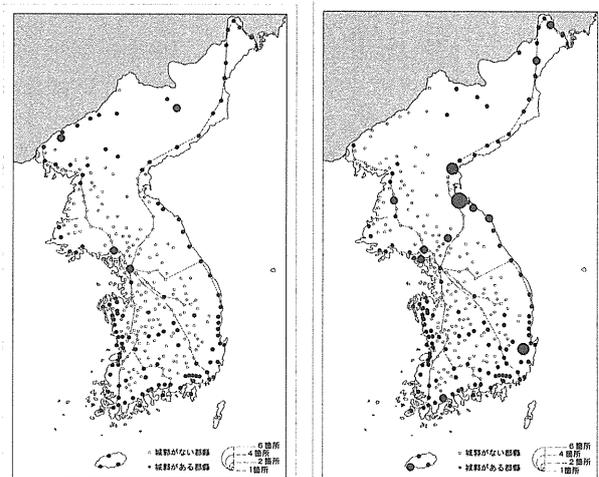
しかし、この「邑城」は全ての「邑」にあったのではない。表3-1は朝鮮時代に編纂された全国地理志から地方郡県と分布している城郭の数を調べたものである。朝鮮時代において城郭の数は少しずつ増加している。「邑城」は全国の郡県の4割近いところに築城されていた²⁴⁾。「邑城」の築城や整備はほぼ15世紀末に一段落した²⁵⁾。それ故か1530年と1863年の「邑城」の分布数の変化は他の城郭数の変化に比べてその増加幅が少ない。

表3-1 全国地理志に記録された城郭の数

	郡縣数	城郭数	邑城数
『世宗実録地理志』(1432)	336	256	111
『新增東国輿地勝覽』(1530)	331	348	119
『大東地志』(1863)	335	535	129

廃、古跡条(『新增東国輿地勝覽』)そして古城(『大東地志』)は当時に実際に使われていない城郭として判断し除いた。

図3-3は1530年と1863年の全国地理志から確認された「邑城」の分布状況である。この地図からも分かるようにほとんどの「邑城」は沿海地域に集中し、内陸地域にはそれほどなかった。このような分布状況は若干の変化はあったが、朝鮮朝後期になっても変わらなかった。1863年の地図では朝鮮半島の西北地域には「邑城」の数が減少したが、東海岸地域と半島の南部地域、そして首都周辺では少し増えただけである。このような「邑城」の分布状況から、その築城目的が海からの外敵、特に倭寇の侵奪に対する備えであったことが窺える。

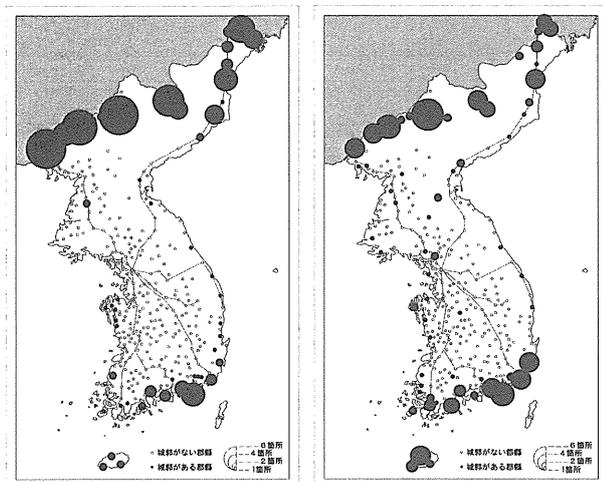


『新增東国輿地勝覽；1530年』

『大東地志；1863年』

図3-3 行政城(都城・邑城など)の分布図

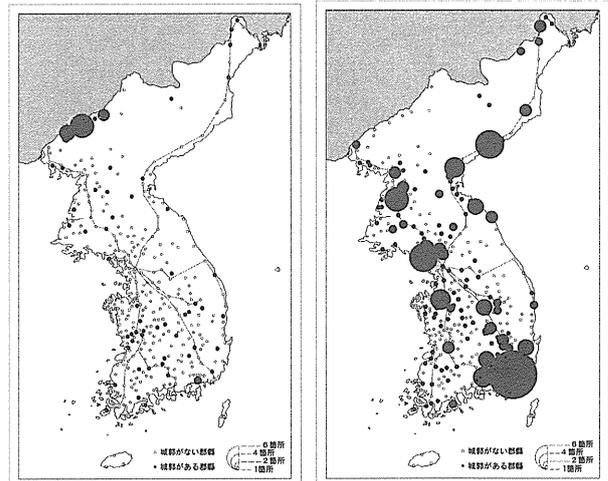
このような分布は「邑城」だけではなく、図3-4のように「營城」や「鎮城」のような軍事城郭の分布状況でも似たようなパターンが現れたが、「邑城」と比べてより南北の両極に集中していた。特に1530年には南部地方よりは北部地方に集中し、1863年になると北部は少し減って、かわりに南部地方の軍事用の城郭が増えている。このように1863年になると北部よりは南部に城郭が増加するのは、1636年に清との戦争での敗戦が原因である。清は戦後条約に朝鮮半島での城郭整備をこれ以上禁止するという条項を入れた。その後、朝鮮王朝の築城や整備は清からの使臣によって監視されるようになったが、朝鮮王朝は倭寇の侵襲が頻繁に行われているという理由で海岸地域や南部地域での城郭整備は行った。その結果、清からの使臣が利用する交通路周辺では城郭がなくなり、かわりに南部地方や沿岸部での城郭が増えた。



『新增東国輿地勝覧；1530年』 『大東地志；1863年』
図3-4 軍事城郭（營城・鎮城・堡など）の分布図

更に、山城のような避難用城郭の分布はより大きな変化があった。16世紀末から始まった50年余りの戦争の時に「邑城」がほとんど役に立たなかった。そもそも「邑城」の築城目的は、主に倭寇の侵襲に対する防備であったので、火器を調べている軍隊に対する対策ではなかった^{注26)}。そのために文禄の役などのように火器を調べて攻撃してくる大規模の軍隊に対してはほとんど防御機能が期待できなかつたのである。そのような問題点を解決するために、地形を利用し比較的効率的に敵と戦える山城を中心とした防衛体制へと戻った。

それに加えて、首都周辺においても少し変化があった。1530年の地図(図3-3~3-5)で京畿道地方、即ち首都周辺地域を見ると、当時の都城と、前王朝の時の首都であった開城以外には、「邑城」だけではなく城郭自体がほとんど分布しなかつたが、1863年の地図では「邑城」や山城などが増加している。これは首都防衛に対する考え方の変化による。朝鮮王朝は16世紀末から起きた大戦争や内部反乱の時に国王はいつも都城を捨てて避難した。それは城郭としての都城の機能に自信がなかつたからであった。都城は既に200



『新增東国輿地勝覧；1530年』 『大東地志；1863年』
図3-5 避難用城郭（山城など）の分布図

年前に築いた城郭なので、戦争が起きた時、火器に対しては役に立たないと判断^{注27)}した。更に都城の広さも守備を難しくする要因のひとつであった^{注28)}。このような問題点を解決するための城郭整備が肅宗朝(1674-1720)に入ってから本格的に行われた。その結果として、都城のみならずその周辺まで範囲に入れて城郭の整備が行われ、都城へと繋がる重要な交通路上に城郭を築き首都防御を果たすようにした。

この時の整備は、「邑城」では広州の「南漢山城」の増改築、そして水原の「華城」の新築であった。そして、軍事城郭としては、江華の「墩台」と坡州の「臨津堡」などが整備され、避難用城郭では「北漢山城」が都城の子城として築城された。

このように戦乱期を中心として、朝鮮朝前期には「邑城」や「營城」のような居住形城郭を中心とした防衛体制であったのが、戦乱期の後になると、避難用城郭をより積極的に防衛体制に取り入れる方向へと城郭の整備が行われたのである。

4. 邑城の構造と諸施設の特徴

4.1 忠清道の洪州邑城を中心として

朝鮮時代において「邑治」は王の命令を執行する重要な行政拠点であって、客舎、郷校、社稷壇、城隍祠、厲壇などの統治のための諸施設が備えられていた。建築の形態においても標準的な形式を持っていて、全国の郡県に画一的に適用された。このような朝鮮王朝の画一化政策によって、各地方郡県の「邑内」は地域ごとに異なる特徴の上に、儒教的な礼儀秩序という画一的な原則によって都市の骨格が作られた^{注29)}。ここでは洪州牧を通じてこのような朝鮮時代に「邑治」で行われた規範を論じることにする。朝鮮時代の洪州邑城の内部施設が一番詳しく把握できる史料は1871年の「洪州地図」であると思われる(図4-1)。この地図と共に朝鮮時代に編纂された4種類の全国地理志と『洪城郡誌』(1924)を分析史料として併用した。

洪州邑城はその築城年代については記録が残っていないが、朝鮮初期の記録である『世宗実録地理志』(1454)からその存在が確認できる。そして、行政的には前王朝である高麗

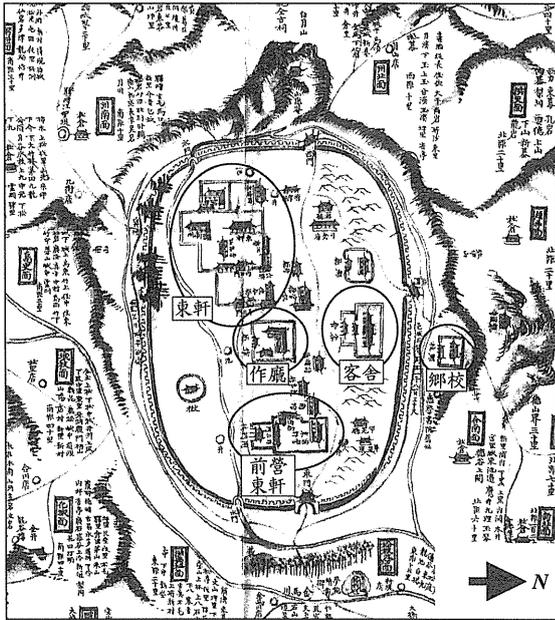


図 4-1 洪州地図 (1871 年)
 (『朝鮮後期地方地図；忠清道』, ソウル大学校奎章閣)

末期である 1358 年に「牧」に昇格し、そのまま朝鮮朝に入ってもその地位や人口規模がほとんど変わらずに維持された、平均以上の規模を持つ郡県³⁰⁾である。

城郭の整備や増築に関する記録は 1823 年までは知られていない³¹⁾。洪州邑城は 1823 年に少し手が加えられた後、1870 年には内部施設まで含めて大幅に整備された。615 雉の雉城新築、東西水門及び邑城内の水路の新築などが行

表 4-1 各行政施設の機能と規模 (出典：『洪州郡誌巻上；1924 年』(韓国近代邑誌 6) p45～46)

名称	機能	規模 (1870 年後)
客館	云客舎会奉闕牌牧使朔望拜謁且貴賓來郡接待于此館東西室	43 間(補修)
東軒	牧使之政事室	22 間
冊室	牧使子弟及衙客所居	11 間
内衙	牧使官舎	14.5 間
祠宇	牧使先祖神主奉安所	3 間
行廊	牧使私人所居	8 間
波唱廳	官奴所居	5 間
使令廳	一云長房使令輩番所	
外官奴廳	出番官奴所居	10.5 間
將廳	巡校所居	
作廳	書記即吏房州司戸房禮房兵房刑房工房承撥等諸吏所居	
都廳	都書員即稅務吏員所居	7.5 間
官廳	食卓供饋所	9 間
工庫	工作物品貯藏	5 間
郷廳	座首一云郷長一云巫官所居	(門が 6 間)
司倉		24 間
外長房		12.5 間
鎮營東軒	營將行政堂	12 間
鎮營内衙	營將官舎	7.5 間
鎮營教練廳	補卒教練所	
執事廳	軍官將校補卒所居	
鎮營門樓	鼓角吹笙告閉門開門之所	8 間
南館	營將交龜所貴賓接待所武人射亭以在客館之南故曰南館	

われた。後述するが城壁だけではなく東軒などの公廨施設に対する整備も大幅に行われた。表 4-1 は整備が行われた後の各施設の機能と規模をまとめたものである。

そして、洪州邑城の城壁の形態は図 4-1 のように楕円に近い不規則的な平面である。朝鮮時代の「邑城」の平面形態は非常に多様な形で現れ一般的に決められた原則はなかったと思われる。「慶州邑城」と「彦陽邑城」は正方形、「鏡城邑城」と「会寧邑城」は長方形に近い形をしている。そして「水原邑城」と「安州邑城」等は不定形であった。

4.2 客舎

『新增東国輿地勝覽』(1560)の「洪州牧宮室条」でこの客館(客舎)に関して次のように記録している。

“…廨宇所以待賓客而大庁乃朝朔望之所衙也…”

ここから使臣の接待と共に毎月一日と十五日に行われる王に対する儀式である「朝朔望」が客舎で行われていたことが分かる。客舎はその名前からも知られるようにそもそも、外国や中央から来る使臣の宿舎のことであった。その起源についてははっきりしないが、高麗王朝の時に中国との交流が行われる過程で中国からの使臣の宿舎及び接待の場所として発達したと思われる。特に『高麗史』の「礼志」に記録されている「外官正庁」で地方官吏が行う王に対する様々な儀式と『世宗実録』「五礼」で客舎の正庁で行われた儀式がほとんど一致している等から、高麗時代の「外官正庁」が朝鮮時代の「客舎正庁」と同じものであると思われる。

しかし、仏教中心であった高麗王朝では儒教儀礼があまり重視されなかったのに対して、儒教を重視した朝鮮王朝では王に対する儒教的な儀式が行われる「客舎」は非常に重要な施設として認識された³²⁾。儒教的な観念では臣下として王に対する儀式に参加しないということはありません、地方官や使臣は宮闕で行われる王に対する儀式に直接に参加できないため、この客舎の正庁においてある「闕牌」を通じて、宮庁での儀式に直接参加していることになった。このような意味から見ると、「客舎」は単に王を象徴する建築ではなく、実際に各地方郡県に設置された官闕であった。

実際に『新增東国輿地勝覽』のような朝鮮前半期に作られた地理志では「客舎」を「宮室条」として区別し、これは正にこのような観念的な考え方による結果であると思われる。しかし、『輿地圖書』(1765)など朝鮮王朝の後半に作られた地理志や邑誌では「宮室条」はなくなり、「公廨条」に記録している。これは 16 世紀末から始まった大規模の戦乱などにより王権が以前と比べて弱くなり、そのような観念が薄くなったこと、後述するように、観察使制度の確立による現実的な使い方をするようになったのが原因である。

観察使とは、地方郡県の守令と王の間に位置しながら、王命を受けて守令を観察・管理し、それを王に報告する役割の官吏であった。朝鮮王朝はすべての地方郡県に地方官を派遣して、各郡県をこの地方官、即ち守令を頂点として統制し

よとした^{注33)}。守令は王の代理者として絶対的な権力を持った。しかし、この守令に対して監察権を持っていたのが各道の観察使である。観察使は決められた執務先を持たずに道内の各郡県を回りながら任務を推行了ため、この観察使が郡県で任務を行う際には「客舎」を利用した。観察使制度が確立されることによって「客舎」はより現実的な施設として、郡県の中心的な地位を占めるようになった。

朝鮮時代の「客舎」の建築的な構成は、真中に切妻屋根の正庁が主屋であって、その左右には八母屋の翼軒が接して配置され(図4-2参考)、定形化していた^{注34)}。切妻屋根の正庁は「闕牌」と「殿牌」をおいて儀式を行う場所、そして両側の翼軒には使臣や派遣官吏の宿所や宴会場として使われた。正庁の床は「磚」か「大庁(マル)」が一般的で、両側の翼軒は「オンドル部屋」と「板の間」が共になっている。このような独特な「客舎」の建築形態は高麗末・朝鮮初期の建物の形態が大きな変化を持たずに朝鮮末期まで維持された特異な例と思われる^{注35)}。

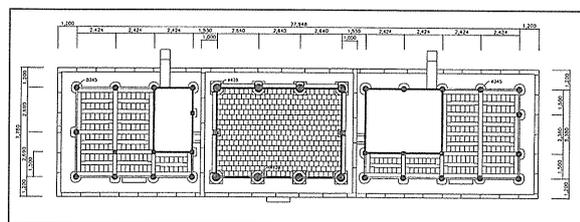


図4-2 安城客舎の平面図(修復後)
(出典；『安城客舎解体・重建工事報告書』p228より)

『新增東国輿地勝覧』によると、

“…告成於己酉(1489年)春向之庫者高狹者廣峻其廉陸而恢其規制塗墍丹牖輪焉奐焉為一州之美觀…”

と、1489年の修理が終わった時の「客舎」は以前よりその規模などが拡張されて、更に丹青を施して、洪州で最も目立つ建物になった。

4.3 東軒などの公廡

洪州牧の地図で一番大きい規模の施設は「東軒」を中心とした建築群である。「東軒」は中央から派遣された地方官、即ち「守令」の執務先である。その「東軒」を中心として附属施設として「内衙」、「冊室」、「工庫」、「使令庁」などが設置されていた。この「東軒」に関しては『新增東国輿地勝覧』では記録がなくて、以降『輿地図書』で、「近民堂」という名前で「客舎」と共に「公廡条」に記録されている。この後、1870年に洪州邑城を含めて、内部施設に対する大規模の整備が行われ、「東軒」だけで22間へと増築するなど、行政施設を一新させて図4-1のような配置となった。(表4-1参考)

「東軒」の建物の形式において決められた、或いは統一された建物の形式はなかった。しかし、横に長い長方形の平面(写真4-1参考)が一般的な平面形式^{注36)}であったのに対して、洪州牧の「東軒」はL字型の平面(写真4-2)で、「東軒」

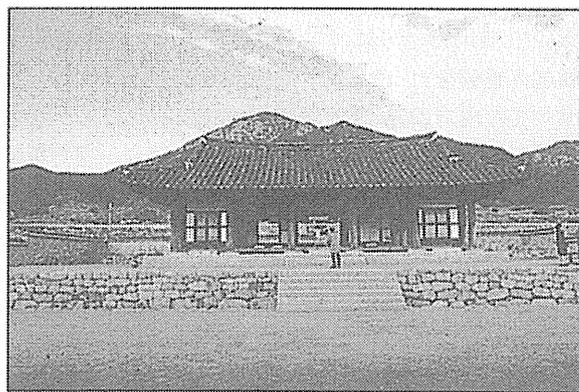


写真4-1 樂安東軒(一字型)

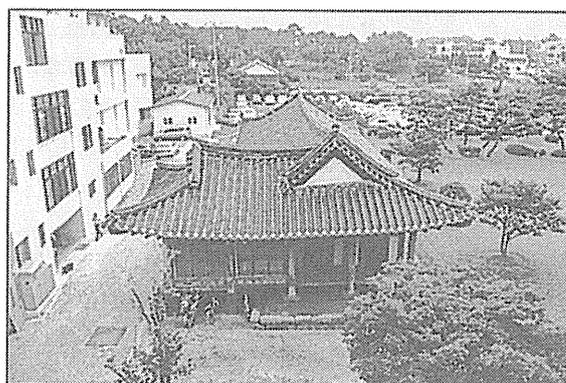


写真4-2 洪州東軒(L字型)

としては珍しい例である。真中、或いは一角に広々した大庁とオンドルが入った部屋と共に構成されていた。

「東軒」以外に地方郡県において守令を補佐する「衙前^{注37)}」らの勤務先であった「作庁」、そして、その地方の出身の両班による守令の自問機関であった「郷庁」は、「客舎」、「東軒」と共に一般的に邑城に存在する重要な行政施設であった。

その他に洪州牧には「前営東軒」という施設があって、これは中央から派遣される営将という武官の駐屯地にある施設である。一般的に鎮営は邑城とは離れていたが、洪州では邑城内に位置していた^{注38)}。

図4-1と表4-1で分かるように邑城内とその周辺には倉庫がたくさん分布していた。特に邑城内にあった「司倉」は24間であったが^{注39)}、これは1つの建物ではなくて、図4-1のようにいくつかの倉庫の合計であったと思われる。

そして、建物ではないが、池や井戸も城内の施設としては非常に重要なもので、地理志において城郭を書く際に必ずその数を記録している。

4.4 儒教施設

以上のような行政施設以外にも地方郡県に必ず設置される施設がいくつかがあり、それは「郷校」という教育施設と、「文廟、社稷壇、城隍壇」のような祭祀施設である。これらの施設は朝鮮王朝の以前からすでに存在していた。朝鮮王朝での特徴は高麗王朝と比べてこの儒教施設の普及や設置が

全国的に行われたことである。朝鮮王朝の3代目の王であった太宗は各地方郡県において儒教施設の設置を義務化する制度の整備を行った。まずは中国の『洪武礼制』を見習ってすべての地方郡県に「社稷壇」を設置し、庶民までも「里社^{注40)}」に祭祀を祭るようにした^{注41)}。また、守令が地方を統治する際に注力しなければならない七つの事項である“守令七事^{注42)}”を作り、その中で“修明学校”という「郷校」の設置や運営状況を守令の考課判断の基準の1つ項目として規定した。現在に残っている洪州郷校は1894年に東学革命の際に焼失されたのを1914年と1924年に大幅に修復されたものである^{注43)}。

「郷校」以外の祭祀施設は一般的に建物がなくて、「壇」のみがあった。洪州の場合には『新增東国輿地勝覧』と『輿地図書』によると、文廟・社稷壇・城隍祠・厲壇の4種類の壇廟(『輿地図書』では祠廟)施設があった。1871年の洪州地図(図4-1)では確認されていないが、1894年の改革まではこの4種類は機能し、この時祭祀が廃止された^{注44)}。

「邑城」と「郷校」の位置関係において、何か理由、或いは規則があったのかは知られていない。しかし、図4-1のように「郷校」は「邑城」の外に位置するのが一般的であった。朝鮮初期には「邑城」内にあった「郷校」を「邑城」の外へと移している。これは「郷校」に設置されていた文廟のような祭祀施設は邑城内に置かないのが朝鮮時代の形式であったからだと思われる^{注45)}。

4.5 商業施設

朝鮮王朝において商業活動は大きく2つの流れがあった。まずは首都の「市塵」で行われた商業活動と、地方郡県の「場市」で行われた商業活動である。

「市塵」はすでに高麗王朝の時から首都の開京に造成された商業施設で、朝鮮の開国後の遷都の際に宮殿、宗廟、社稷と共に移転された^{注46)}。この「市塵」の商人は王朝と密接に結ばれ、政府への貢納と国役を担当することを条件として重要商品に対して独占権と施設の使用権を有していた。この市塵は「市塵行廊」という常設路線商店街となっていて^{注47)}、都城の重要道路沿いに建設された^{注48)}。図4-3で、地図の中央部にT字型の道路沿いの建物が「行廊」である。この「漢陽図」からも分かるように、瓦葺屋根の行廊建築が2列に並べることによって整然とした道路が東西、そして南へと造られている。実は、これらの「行廊」は王都計画の一環として市街地の景観整備の役割も果たした^{注49)}。これは高麗朝の首都であった開京でも同じで、宋の使臣の記録である『宣和奉使高麗図経』(1123)「坊市条」によると、

“広化門から官府及び客館へ至るまで皆長廊を造って百姓の住居を隠した。…その中には実際に市街や民家がなく、土壁に草木だけが繁茂していて、荒廃なる空地で整理されていない土地もある。外から見る時にきれいにみせるだけであった。”

と記録している。即ち、「行廊」建築は高麗朝から続けられ王都の都市景観を形成する重要な建築的な要素であった。

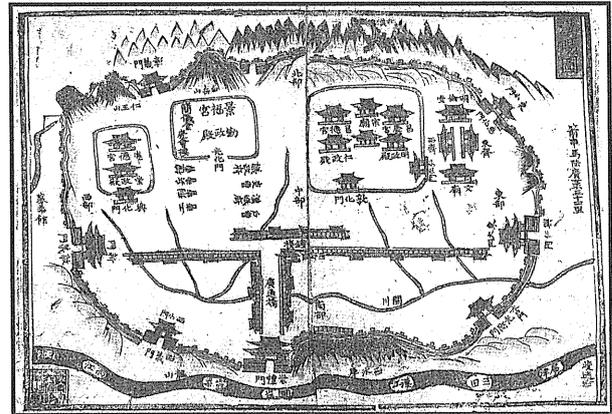


図4-3 漢陽図(1770年)(出典:『定都600年ソウル地図』)

その内部の構成については『韓国建築調査報告』(1904)によると、次のように説明されている。

“…韓国唯一ノ大都會ナレハ、比較的顛ルヘキ者多ク、其大路ニ臨メル市塵ノ如キハ、殆ト悉瓦葺ニシテ、其店頭ハ木割大ナル木造トナシ、大ナル柱…(中略)…屋蓋ヲ支承シ、其扉ノ如キハ、厚キ板ヲ似テ作り、裏面ヨ数箇所ニ横棧ヲ打ち、外面ヨリ丸頭鋸ヲ並ヘ打ちテ、裝飾トナセリ。店ハ一般ニ床板敷トナシ、天井ハ屋根裏ヲアラハセリ、店ノ後ハ家族ノ住室ニシテ、固ヨリ大小ノ差アレトモ、悉ク温突室トナシ。中央ニ中庭ヲ取り、之ヲ圍繞シテ短形凹字形口字形ニ室物置廊下庖厨等ヲ配列スルヲ常トシ…”

以上から分かるように「市塵」は殆ど瓦葺で、前面は厚い板の門となっていて、大路から見た時に景観的に非常に整理されたイメージを作っていた。図4-4は朝鮮時代に「市塵」があった鍾路地域の1926年の地割である。スミを施した部分が「市塵行廊」で、街路に沿って整然と見えているのに対して、その後は比較的不規則な構造をしている。また、「市塵行廊」の間に裏へと繋がる小道があり、前述の高麗時代の長廊の構成と同じであることがわかる。



図4-4 京城地形明細図(1926年)

写真4-3を見ると建物の横壁は防火垣となっていて、これは朝鮮初期にすでに建設条例があった^{注50)}。以上のようなことから朝鮮初期に作られて「市塵行廊」は写真4-3の姿と殆ど変わらなかったと見てもよい。

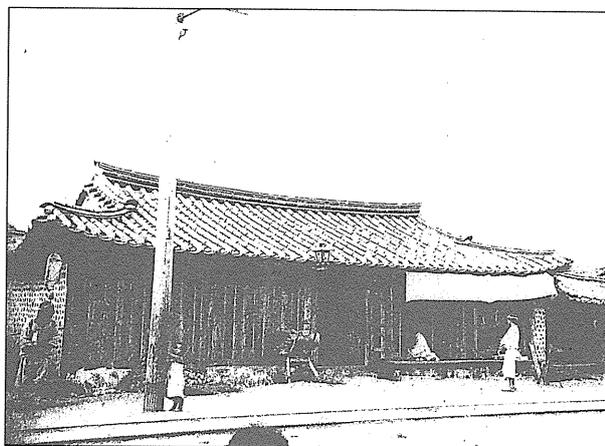


写真4-3 京城市塵
(出典：韓国建築調査報告，1904年，第323図)

写真4-4を見ると、瓦葺屋根の「市塵行廊」の前に道路へと突出した藁葺屋根の建造物があることが確認できる。これは「仮家」と言われた商業用の臨時構造物であった。その発生についてははっきり知られていないが、18世紀の絵図などで確認されている。王の出御の際にはすべてが撤去されるが、その後すぐに再建され商売を行った^{注51)}。この「仮家」は漢城内における道路幅の規定のために1896年9月に施行した「内部令第9号」により撤去され元の道路幅へと戻された^{注52)}。

このように首都では「市塵行廊」という店舗建築で、独占商

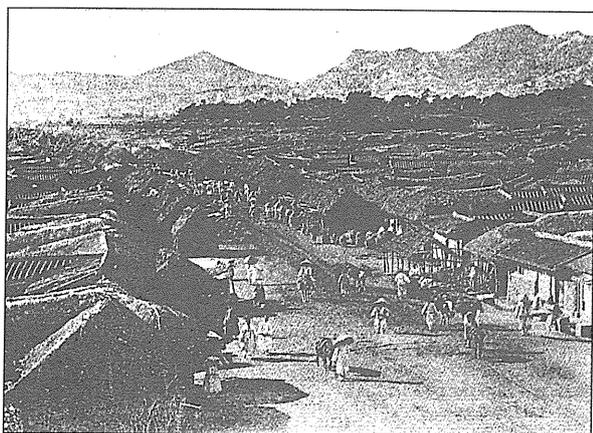


写真4-4 鍾路街 (1895年)
(出典：写真から見る朝鮮時代(続) - 生活と風俗)

業体制で行われたのに対して、地方では「場市^{注53)}」で商業活動が行われた。首都の「市塵」での商業は王朝からの庇護の下で行われていたのに対して、「場市」での商業活動は王朝から公式的に認められなかった。そのせいなのか、各地方郡県の地理志や邑誌で「場市」について記録しているのはその殆どが19世紀以降に作られたものである。しかし、それ以

前にも「場市」は全国的に普及していた。「場市」は15世紀頃から朝鮮半島の南部地域から普及し始め、18世紀にはほとんどの郡県で開かれていた^{注54)}。

「場市」は徐々に南部地方を中心として広がり、16世紀半ばには全羅道のみならず、忠清道と慶尚道地方でも「場市」が開設された。更に、朝鮮王朝初期から「場市」の設置を特に厳禁していた京畿道^{注55)}でも、1718年頃には広州府の守禦使によって、松坡津に「場市」が設置される^{注56)}など、地方郡県において「場市」は引き続き広がっていた。このような「場市」の全国的な普及は、17世紀初から始められ18世紀初には全国で実施された「大同法^{注57)}」によってより活性化されるようになった。

朝鮮王朝において「場市」に関する以上のような記録のほとんどが地方において「場市」を認めるかどうかについての若干の議論などで、詳しい記録は残っていない。それは公式的に商業活動を認めずに抑えようとした支配層の意思があったからであろう。実際に1808年の記録によると、全国に1,061個所の「場市」が開設されていたが^{注58)}、官撰記録である地理志や邑誌で「場市」に関する記録は19世紀に入ってから記録されるようになり、「場市」について簡単な情報が確認できるようになった。

洪州牧の場合にこの場市が文献に見えるのは、18世紀末に作られた『林園十六志』(18世紀末～19世紀初)から^{注59)}、その邑内場があつて^{注60)}、開市日は1と6日であったことを記録している。そして1924年の『洪城郡誌』では、洪州旧誌に記録されている邑市は城内にあつて、当時まで現存している^{注61)}と記録されている。18世紀以前にも邑城内に「場市」があつたかについては断言できない。即ち、公に「場市」の開設が認められていなかったのにもかかわらず、官庁が集中していた邑城内で「場市」が開設されたとは思にくい。つまり邑城内で「場市」が開かれるようになったのは官撰記録である地理志や邑誌に「場市」に関する記録が開始する時期と密接に関係していると思われる。

この地方の「場市」は定期市で、一般的に5日に1回開かれた。そして、首都の「市塵」とは異なり、普段は何もないが広い場所で行われた。1912年の地籍原図を利用し、当時の洪州の場市があつた地域の地目を見ると「雑種地」となっていて、建物がなかったことが確認できる。そして、その隣に建物があるところには「前営東軒」があつたので、「場市」の周辺に店舗建築はなかったとは思われない^{注62)}。

ところが、図4-1を見ると、邑城から繋がっている道路沿いに多数の「店」が見られる。これは「酒幕」という商業施設で邑内とは離れた交通路上に位置しながら、旅行者に飲食や宿泊を提供した施設である。そもそも、高麗時代から「駅」とは別に寺が運営する施設として「院」という施設があつて、一般の旅行者などに飲食を提供していたが、朝鮮王朝はそれを国有化した。しかし、16世紀末の戦争の後にその運営ができなくなり、18世紀以前に廃止されてしまった。その代わりに旅

店・店幕・站店と呼ばれた「酒幕」へと改編されるようになった^{注 63)}。この「酒幕」は場合によっては多数集合し、邑内地域より大規模へと発展していた例もあった^{注 64)}。この「酒幕街」の特徴は道路を沿って建物が並ぶことで、首都の「市塵」と似たような配置となっていた。

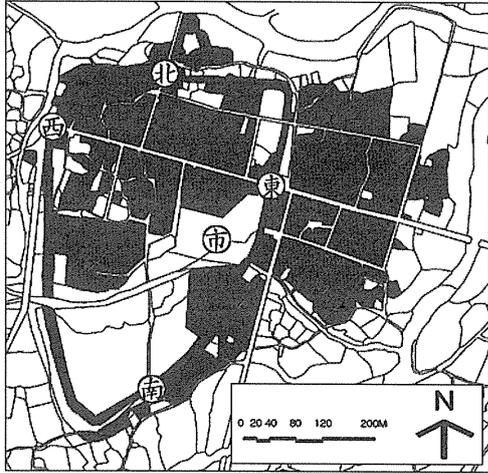
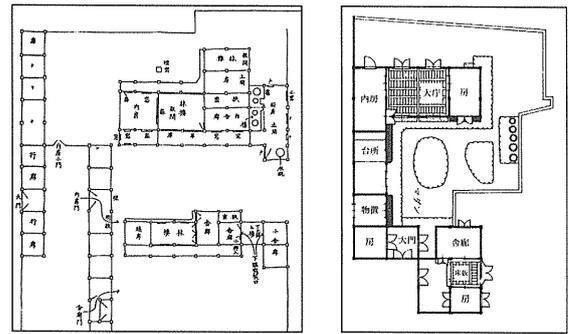


図 4-5 洪州邑の垓地分布と市場（1915年）（出典：崔相植「日帝時代洪州邑城の土地利用変化に関する研究」）

4.6 都市住居

以上のような諸施設以外に住宅も邑城内にあったと思われるが、それに対してはほとんど史料がないためどのように住宅が分布していたかは分かっていない。洪州の場合、図 4-1 を見ると、城内の北側で客舎の両側に屋根だけが山脈のように描かれているのが一般の住宅を示したものであると思われる。これを図 4-5 の地籍原図と比べると、その配置がほぼ同じであり、上記の推測が正しいことがわかる。前述したように洪州邑城内には商店がなかったから、官庁以外の建物は基本的に住宅であったとしてよいだろう。しかし、より詳しく、邑城内にはどのような身分の人々が居住していたのかについては分からない部分が多い。ただし、朝鮮王朝において邑城は百姓（さまざまな職業の人々）を護るために築いた城郭であったので、官吏以外にも邑城内に居住していたのは当然なことであった。図 4-5 を見ると、洪州の場合に邑城内のみならず、邑城を東西に走っている道路に沿って邑城の外側にも「垓地」（建物の建っている場所）が分布していた。これは洪州以外にも慶州や水原などで確認できる現象で、邑城へとつながるメインアプローチ沿いには「垓地」が集中して分布していた。城壁に囲まれている城内に余裕がなくて城壁の外側へと拡張したと言うより、一般の住民の立場から見て時間ごとに入りが統制されてしまう城内よりは城外の方が住みやすかったからであろう。

図 4-6 は首都漢陽にあった都市内の両班住宅と中人の住宅である。a の両班住宅は中流以上の住宅で、道路沿いに長い「行廊」でふさがれ、外に対して非常に閉鎖的な構造をしている。「行廊」を除いた主屋は、女性の領域である「内房」



a) 中流以上の住宅平面図（京城）（出典：韓国建築調査報告，1904年，第320図）

b) 三清洞 金洪基家（出典：宋寅豪「都市形住宅の類型研究」p96）

図 4-6 朝鮮時代の都市住宅

と男性の領域である「舎廊」に分かれていて、これは一般的な両班住宅でよく見られる男女区別による住宅構成である。

朝鮮王朝における都市住宅として現在まで残っている例はほとんどなく、中人階級（両班より低く、中級の技能者階級）の住宅がいくつか判明するものの、たとえば、苑西洞の「白鴻範の家」（1910）と三清洞の「金洪基の家」（1890年頃）がソウルに残っている程度である。また、1908年に作られた29箇所の敷地の測量図がわずかな史料として残り、建物の輪郭がやっと確認できる^{注 65)}。これら中人階級の住宅でも両班住宅と同じく男女の領域がわかれていた。両班住宅の場合には「行廊」によって外部に対して閉鎖的であったが、ここでは主棟の平面が凹字形となることによって外に対する閉鎖性を確保していた。これは 4.5 で引用した関野貞の調査報告の「店ノ後ハ家族ノ住室」の記述と大体一致している。

5. まとめ

5.1 朝鮮朝邑城の特性

わたしたちの研究によって判明した朝鮮朝の邑城についての性格をまとめてみると、以下ようになる。

1) 邑城の定義と分類：朝鮮朝において、邑は地方の行政的都市の一般的な名称であり、その城郭を邑城と称した。

2) その地理的分布の時代的変容：16世紀には邑城（城郭をもった邑）は倭寇の被害を防ぐために、海岸線に多く分布していた。16世紀後半には、秀吉の侵攻の被害の経験から内陸部でも邑城が増加した。

3) 都市公共施設の特徴：邑には王の命令を伝達、効率的に施行するために、客舎、東軒、郷校、社稷壇、城隍祠、厲壇などの諸施設が、標準式形態をもって建設された。

4) 都市住宅、商業施設の特徴：両班住宅が都市住宅としてあったと推測されるが、遺構が残っていない。商業施設としては、行廊、仮家、場市、酒幕などがあったが、政策として商業を推進するのではなく、かえって抑圧したため発展が顕著ではなかった。

5) 朝鮮朝の都市住宅、商業施設等は、日本の植民地時代の都市の「改正」施策、朝鮮戦争により大多数が失われ、それ以前の都市の実態を明らかにすることが困難であるばかり

りか、都市に大きな変容を生じせしめた。

5.2 「中華都市・建築文明圏」での位置づけ

朝鮮朝の朴趾源(1737-1805)が、1780年使節に従って北京へと訪れた際の紀行記録『熱河日記』は、読み物として抜群の迫力があるのだが、当然当時の朝鮮、清の風物が克明に知られることで有用である。朝鮮の域内から清に入った際に見た街の繁華さ、すなわち商業の発展に朴は驚嘆している^{註66)}。やがて瀋陽、北京へとさらに巨大な都市に向かうのであるが、その第1歩での驚きは、朝鮮の都市と中国内の都市との差異を際立たせている。

「中華都市・建築文明圏」という大きな枠組みの中で、朝鮮朝の都市や建築を配置するとしたならば次のようになるだろう。

1) 官強商弱型の都市: 図1-3で掲げたように、中国の「典型的」な都市モデルは、官僚統制的な側面と商業ネットワークによって生み出された側面の二重構造になっている。ところが朝鮮朝の場合、中央の王の力が強力であって、それが都市施設に大きな影響を与え、商業ネットワークからの影響はわずかであった。この点が第一の特色である。

2) 官僚都市の公共施設: 中国の場合、中央の皇帝の影は地方都市では大きくない。むしろ、中央から派遣されてきた知県等の権力を誇示するための施設が設置されていた。ところが朝鮮朝の場合、王、もしくは、中国からの皇帝の使節のゲストハウスとして客舎という施設があり、それが都市の中心として機能していた。

3) 風水地理説、防御性の重視: 倭寇、豊臣秀吉の侵入の体験から、防御施設としての城郭が重視された。また、風水地理説が適応され都市の形状は不整形となった。この点は、中国の一部地域でも同様であったが、山城が退避用に存在したとことに朝鮮の特色があった。

4) 「朝鮮都市・建築文化区域」の設定: 以上の諸点を参照するならば、この朝鮮朝の建築・都市は、それ自体で完結して存在していたことがわかる。それを「朝鮮都市・建築文化区域」とモデル化するならば、図5-1のようになるであろう。

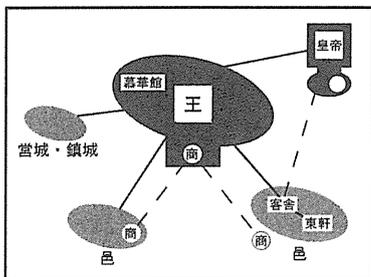


図5-1 「朝鮮都市・建築文化区域」の都市モデル

5.3 今後の課題

本研究の最大の特徴は、地理志を利用したマクロな把握であった。そのことが仮説としての「中華都市・建築文明圏」

のより深い理解へとつながったのであるが、実はベトナム、モンゴルはもとより、中心である中国ですら、マクロで量的な都市把握はなされていない。この手法を適応して、広く深く「中華都市・建築文明圏」と把握するのが次の課題の第一である。すると、一様に見えていたこの文明圏の微妙な地域的差異が浮かび上がってくるはずである。

「朝鮮都市・建築文化区域」について言えば、19世紀末以降の「日本都市・建築文化区域」の侵入によって新たな段階へと進むことになる。その異種混濁性を明らかにする点も、今後の課題となるであろう。

<注>

- 1) たとえば、村松伸:新・都市類型論序説, 環, 17号, 藤原書店, 2004年。同:なぜ, 東アジア建築の200年か—東アジア建築史の200年, 10+1, 15号, INAX出版, 2000年。同:秩序への志向, 滋生するカー(中華世界の)都市はいかに変容するのか, すまいるん, 65号, 財団法人住宅総合研究財団, 2003年などを参照。
- 2) たとえば, バンコクについての村松伸+ARAC:陸に上がったナーガ, 10+1, 33号, INAX出版, 2003年を参照
- 3) 宋寅豪:都市形韓屋の類型研究, ソウル大学校大学院博士論文, 1990年, pp94-99
- 4) 李庚贊:古代都市, 韓国建築史研究1, 発言, 2003.5, p309~355。禹成勳:新羅王京慶州の都市計画に関する研究, 成均館大学校大学院修士論文, 1996.12。金東賢:ソウル建築史, ソウル特別市, 1999.2, p77-108。長慶浩:ソウル建築史, ソウル特別市, 1999.2, p120-132
- 5) 『三国遺事』(1285)や中国の『魏書』などに記録されている韓民族の起源神話である。
- 6) 『三国遺事』1巻紀異で、中国の『魏書』を引用して書いている。
- 7) 長慶浩:ソウル建築史, ソウル特別市, 1999.2, p122より
- 8) 徐兢:宣和奉使高麗図経(巻第三, 城邑, 国城), 1123, “官府宮祠道觀僧寺別宮客館皆因地勢星布諸處民居十數家共一聚落井邑街市無足取者”
- 9) 徐兢:『前掲書』, “其城周圍六十里。山形繚繞。雜以沙磧。隨其地形而築之。外無濠塹。不施女牆。列太上御名延屋。如廊廡狀。頗類敵樓。”
- 10) 李相楨:ソウル建築史, ソウル特別市, 1999.2, p167~168より。朝鮮の太祖が、王都の位置が国土の中央に位置し地方からの水運や道路による便利性が重視したのをその理由としている。
- 11) 李相楨:『前掲書』, p172~173
- 12) 金東賢:ソウル建築史, ソウル特別市, 1999.2, p78~79
- 13) 韓三建:韓国における邑城空間の変容に関する研究—歴史都市慶州の都市変容過程を中心に, 京都大学大学院博士論文, 1993.12, pp77より
- 14) 車勇杰:高麗末・朝鮮前期対倭関防史研究, 忠南大学校大学院博士論文, 1988.8, pp17~18より
- 15) 白川静:字通, 平凡社, 1996年, p1538
- 16) 金東旭:朝鮮時代建築の理解, ソウル大学校出版部, 1999.11, p43 参考
- 17) 『大東地志』によると、漢陽以外に慶州(新羅の首都)、鉄源(高麗の旧都)、扶徐(百済の首都)、平壤(高句麗の首都)などに都城が残っていると記録されている。
- 18) 金東旭:『前掲書』, p43 参考
- 19) 矢守一彦:都市プランの研究—変容系列と空間構成, 大明堂発行, 1970.11, p216 参考
- 20) 韓国法制研究院:経国大典, 1993.5, p336 参考
- 21) 韓国法制研究院:『前掲書』, p452 参考
- 22) 車勇杰:『前掲書』, pp146~147 参考

- 23) どこまでを、そしてどんなことを都市と言えるのかという都市の定義の問題があるが、広い意味で農業や漁業のように1次産業が主な経済活動になっていない人々の集団居住地を都市であると見ると、朝鮮時代において地方郡県の邑内は広い意味での都市と言えると思われる。
- 24) Ban YongHwan: 教養国史叢書, 韓国の城郭, 世宗大王記念事業会, 2000.2 によると、『東国輿地勝覧;1481年』全国の行政区域の数は330箇所、その中で邑城は179箇所があったとするが、これは廃城や古邑城などを全て数えた結果であると思われる。
- 25) 車勇杰:「前掲書」, pp171~174より。具体的に世宗12年(1430)と同王17年に各々5年と10年間の沿海邑城築城計画を立てて邑城整備を行い、成宗朝(1470~1495年)になってその整備が完成した。
- 26) 盧永九: 朝鮮後期城制変化と華城の城郭史的な意味, 震檀学報 88号, 1999, pp293。
- 27) 『肅宗実録』巻49, 肅宗36年10月16日丁丑。“前略)城を守る器具として必ず曲城・墩台・壕子があってから敵を防御できるが、今国初(朝鮮の初)に最初築いた時と比較して見ると物力を倍に入れても成功し難いのである。…また、都城というのは定鼎(都邑を定める。)などところで、敵を防御する場所ではないので当初に築いた形が果物を積み重ねたようなもので、まんがいち敵が大砲で攻撃するとすぐに破壊されるだろう。…(後略)”
- 28) 柳成龍: 地獄の戦争, そして反省の記録“懲愆録”, 西海文集, 2003.3, p61, “(前略)都城の城壁は皆で3万であるが、それを守る人員はわずか7千に過ぎない。…”。p36, “城は小さくても堅いのが何よりも重要であるが、その反対に大きいだけであった。…”
- 29) 金東旭:『前掲書』, p36~43から引用
- 30) 『世宗実録地理志;1454年』によると、洪州牧の人口は6,031で、全国336箇所の郡県の中で25番目であったのが、『戸口総数;1789年』では52,761で、21番目に大きい規模の地方郡県であった。『戸口総数』のデータは李相棟「朝鮮後期都市立地形態の研究」, ソウル大学校大学院博士学位論文, 1993年, p153を参考)
- 31) 年代ごとに城壁の規模が異なったのは尺度の問題であったと思われる。
- 32) 安城市: 安城客舎解体・重建工事報告書, 安城市, 2000.4, p39~p42より
- 33) 金仁杰: 朝鮮は地方をどう支配したのか, 韓国歴史研究会朝鮮時期社会史研究班, アカネット, 2000.4, p29より
- 34) 韓三建:「前掲書」, pp91より
- 35) 安城市:『前掲書』, p42~44より
- 36) 朱南哲: 官衙建築に関する研究, 大韓建築学会誌, 28巻116号, 1984.1, pp33参考。洪州牧以外に江陵大都護府の東軒の平面もL字型である。
- 37) 朝鮮時代に各官庁に属していた下級官吏
- 38) 朝鮮王朝では同じ品階では武官よりは文官の方が高い地位であって、実際に『輿地圖書』によると、牧使の東軒は7間であったのに対して、營將の東軒は5間であった。1870年にも、各々22間と12間であった。
- 39) 『輿地圖書』によると、洪州邑城内には73間の邑倉があったが、1870年の整備の後に規模が縮小されたと思われる。
- 40) 村で地神を祭る祠堂
- 41) 『太宗実録』太宗6年(1406年)6月(癸亥)“…按洪武礼制府州郡県皆立社稷壇以春秋行祭至于庶民亦祭里社乞依此制令開城留後司以下各道各官皆立社稷壇行祭 允之”
- 42) 『太宗実録』太宗6年12月(乙巳)
- 43) 洪城郡: 洪城郡誌, 韓国近代邑誌 6, 韓国人文科学院, 1924年, p119
- 44) 韓三建:「前掲書」, pp47参考。一般的にこの儒教施設、特に祭祀施設であった社稷壇、城隍祠と厲壇などは1894年の改革によって祭祀機能が廃止された。
- 45) 『新增東国輿地勝覧』では慶尚道の機長縣と全羅道の光山縣などの郷校が邑城内にあったのを外へと移す記録がある。
- 46) 朴平植: 朝鮮前期商業史研究, 知識産業社, 1999.10, p70~72参考。1394年10月の遷都の時にはまだ商店建築はなくて空地で行われたのが、その後1405年に開京の商人たちを新都の「市廛」に移住させて活性化させようとした。
- 47) ソウル特別市史編纂委員会:『ソウル歴史叢書(2)ソウル建築史』, ソウル特別市, 1999年, p175より
- 48) 『世宗実録地理志』によると、“大市は中部の長通坊と慶幸坊の中にある。”そして、“都城の左右行廊は2,027間である。”と記録している。左右行廊の一部が市廛として使われていて、その位置が長通坊と慶幸坊の中であったと思われる。
- 49) 朴平植:『前掲書』, p74と金裕聖: 朝鮮時代漢陽市街の行廊建築に関する研究, 延世大学校大学院修士論文, 1987.6, pp37参考。
- 50) 金裕聖:「前掲書」, pp100より再引用。行廊の防火垣に対しては太宗朝(1415年)と世宗朝(1426年)の2回にわたって建設を命じられた。その内容は“命行廊 隔十間 築防火垣備炎:太宗朝”, “命京都行廊築防火垣…:世宗朝”である。
- 51) 禹東善: 假家に関する研究, 大韓建築学会論文集, 計画系19巻8号, 通巻178号, 2003.8, pp183より
- 52) 李泰鎮: 高宗時代の再照明, 国学社, 2000.8, p358~359より
- 53) 金大吉: 朝鮮後期場市研究, 国学資料院, 1997.6, p21によると、「場市」は商人、そして各地方の農民や手工業者など生産者層による商品生産と互い直接に交易が行われる定期市場のことを意味する。
- 54) 善生永助: 朝鮮の市場経済, 朝鮮総督府, 1929.3, p21~24によると、『林園十六志』(18世紀末-19世紀初)に朝鮮全道に1052箇所の場市を記録している。『戸口総数』(1879)によると、その時期の郡県の総数は332箇所であった。
- 55) 金大吉:『前掲書』, p26より再引用:『明宗実録』巻3, 明宗元年(1546)2月と、『備辺司曆録』128冊, 英祖31年(1755)1月16日, 12巻p593。“国初不許近畿之設場市者 盖欲使物貨輻輳於京市意也”
- 56) 「重丁南漢志」巻3上篇場市条, “故判書臣閔鎮厚為守禦使時初設此場以為募聚人民之地意非偶然…”これは広州府の松坡場市に関する内容で、松坡は有事の際に王室が都城から南漢山城へと移動する時に漢江を渡るための津があって軍事的に非常に重要視された。そのために鎮を設置し、更に場市を開設して人民を集めていた。しかし、それでも中央政府はそれを認めようとしなかった。
- 57) 1608年京畿道から始まって、1708年に黄海道を最後に全国実施となった納税制度。雑多であった貢納や国役などを米、綿布または貨幣で納税するようにし、政府や地方官庁はこれを使って必要な物資を求めようになった。その結果商業活動がより活性化された。
- 58) 『萬機要覽』(1808)によると全国に1061箇所の場市が開設されていた。
- 59) 『萬機要覽』, 洪州牧がある公忠道(=忠清道)には157箇所の「場市」がすでにあつた。
- 60) 善生永助:『前掲書』, p21~24, p31
- 61) 洪城郡:『前掲書』, p191
- 62) 崔相植: 日帝時代洪州邑城の土地利用変化に関する研究-筆致体系及び所有権変化を中心として, 蔚山大学校大学院修士論文, 2001.12, pp59参考
- 63) 崔永俊: 国土と民族生活史, Hangilsa, 1997.9, p312より
- 64) 金東旭, 李相棟: 朝鮮後期京畿道地域都市の建築及び都市的特長に関する研究, 建築歴史研究, 第7巻4号, 通巻17号, 1998.12, pp16~17より
- 65) 宋寅豪:「前掲書」, pp92-99
- 66) 朴趾源(今村与志訳)『熱河日記』1, 平凡社, 1978年, p43。